

草加市市民農園開設に関する事務取扱要綱

令和2年10月1日
告示第922号

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号。以下「特定農地貸付法」という。）、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令（平成元年政令第258号）及び特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第36号。第11条において「特定農地貸付法施行規則」という。）並びに都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「都市農地貸借法」という。）、都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行令（平成30年政令第234号。第11条において「都市農地貸借法施行令」という。）及び都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則（平成30年農林水産省令第54号）に定めるもののほか、市内における市民農園の開設に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民農園」とは、特定農地貸付法及び都市農地貸借法に基づき市民の農体験の場を確保し、都市農業の魅力を伝え、良好な農地の保全を図ることを目的として開設する農園で、次の各号のいずれにも該当する貸付けを行うものをいう。

- (1) 10アール未満の農地又は生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区の区域内の農地（以下「都市農地」という。）の貸付けで、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。
- (2) 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地又は都市農地の貸付けであること。
- (3) 5年を超えない農地又は都市農地の貸付けであること。

(対象地の要件)

第3条 市民農園を開設しようとする農地又は都市農地（以下「開設農地」という。）の要件は、次のとおりとする。

- (1) 適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。

- (2) 小作地でないこと。
- (3) 市街化区域内において土地区画整理事業が施行された土地については、都市農地であること。ただし、草加市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が認める場合は、この限りでない。
- (4) 日照、排水等市民農園に適した土地であること。
- (5) 原則として公道に接していること。
- (6) 関係法令に違反していないこと。
- (7) 地域における水利、栽培形態、地域共同作業、通作等地域の農業との調整を十分行い、支障を及ぼさない措置が講じられていること。
- (8) その他市民農園の開設に際し重大な支障がないこと。

（農地の貸付け）

第4条 市民農園を開設しようとする者（以下「開設予定者」という。）が当該市民農園に係る農地又は都市農地を所有している場合は、当該開設予定者は市と特定農地貸付法第2条第2項第5号イに規定する貸付協定（以下「貸付協定」という。）を締結し、その農園について、農業委員会の承認を受けて市民農園を開設し、貸付協定による市民への貸付け（以下「特定農地貸付け」という。）を行うものとする。

2 開設予定者が市民農園に係る都市農地を所有しない者である場合は、当該開設予定者は都市農地貸借法第10条の規定により、都市農地の所有者及び市と同条第2号に規定する協定（以下「3者協定」という。）を締結し、その農園について、農業委員会の承認を受けて市民農園を開設し、3者協定による市民への貸付け（以下「特定都市農地貸付け」という。）を行うものとする。

（申出書の提出）

第5条 開設予定者は、申出書（第1号様式）により市長に申し出るものとする。

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 案内図（開設場所を示した地形図等）
- (2) 市民農園區画図
- (3) 開設農地の土地の全部事項証明書
- (4) 開設農地の公図の写し
- (5) 特定都市農地貸付けにより開設する場合は、開設農地の所有者の同意書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(協定の締結)

第6条 市長は、前条の申出を受け、当該申出に係る書類及び現地調査等によりその内容を審査し適当と認められるときは、貸付協定又は3者協定を速やかに締結するものとする。

2 市長は、前項の協定を締結したときは、農業委員会にその旨を報告するものとする。

(貸付規程の作成)

第7条 前条第1項の協定を締結した開設予定者は、市民農園に係る貸付規程を作成するものとする。

(農業委員会の承認)

第8条 開設予定者は、第6条第1項の協定及び前条の貸付規程の写しを添えて、農業委員会の承認を求めるものとする。

(農地への権利設定)

第9条 特定都市農地貸付けによる開設予定者は、前条の規定により農業委員会の承認を求め、承認を受けたときは、3者協定に定める開設農地の都市農地所有者と開設農地に係る使用貸借による権利又は賃借権の設定を行うものとする。

(市民農園の開設)

第10条 第8条の規定により農業委員会の承認を求め、承認を受けた開設予定者(特定都市農地貸付けによる開設予定者にあつては、農業委員会の承認を受けた後、前条の規定により開設農地に係る使用貸借による権利又は賃借権の設定を行った者。以下同じ。)

(以下「市民農園開設者」という。)は、貸付規程に基づき農園區画等の整備及び利用者の募集を行い、速やかに市民農園を開設するものとする。

(貸付けの変更)

第11条 市民農園開設者は、当該承認に係る特定農地貸付け又は特定都市農地貸付けについて、特定農地貸付法施行規則第3条又は都市農地貸借法施行令第2条において準用する特定農地貸付法施行令第4条第1項に規定する軽微な変更以外の変更をしようとするときは、変更申出書(第2号様式)により市長に申し出るものとする。

2 前項の申出書には次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 案内図(開設場所を示した地形図等)
- (2) 市民農園區画図
- (3) 市民農園を拡大する場合は、拡大する土地の全部事項証明書

(4) 市民農園の公図の写し

(5) 特定都市農地貸付けにより開設した場合は、拡大する部分の都市農地所有者の同意書

(6) その他市長が必要とする書類

3 第8条の規定は、第1項の規定による変更の手続について準用する。

(中止又は廃止)

第12条 市民農園開設者は、農業委員会による特定農地貸付け又は特定都市農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定農地貸付け若しくは特定都市農地貸付けを中止若しくは廃止するとき（農地を所有しない市民農園開設者にあつては、別途締結する貸借契約の期間が満了したときを含む。）は、市民農園中止・廃止報告書（第3号様式）により市長に報告するものとし、農地を所有しない市民農園開設者にあつては、市民農園の用地を原状に回復し、農地所有者に返還するものとする。

2 市民農園開設者は、特定農地貸付け又は特定都市農地貸付けを廃止する場合には、6月間の予告期間をおいて行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による報告があった場合、第6条第1項の規定により締結した貸付協定又は3者協定に違反がないことを確認し、締結した貸付協定又は3者協定を解除する（農地を所有しない市民農園開設者にあつては、別途締結する貸借契約を解除した後とする。）ものとする。

(市民農園開設者が市民農園を適切に利用していない場合の協定の解除)

第13条 市長は、市民農園開設者が正当な理由なく市民農園の管理を放棄する等、市民農園を適切に利用していないと認める場合は、貸付協定又は3者協定を解除するものとする。

2 前項の規定により貸付協定又は3者協定が解除されたときは、市民農園開設者は自らの負担で市民農園の用地を原状に回復し、農地を所有しない市民農園開設者にあつては農地所有者に返還するものとする。この場合において、第12条第2項の規定を準用する。

(助言及び指導)

第14条 市長は、市民農園が適正に運営されるよう必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、市民農園に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。